

## 【表紙】

【発行登録番号】	26-関東117
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8 月 1 日
【会社名】	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮 田 孝 一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
【電話番号】	東京(03)3282-8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部副部長 長 坂 存 也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
【電話番号】	東京(03)3282-8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部副部長 長 坂 存 也
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成26年 8 月 9 日)から 2 年を経過する日(平成28年 8 月 8 日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,000,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 【社債管理者を設置しない場合】

以下に記載するもの以外については、本発行登録を利用して発行される個別の各社債(以下「個別社債」という。)を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

## 1 【新規発行社債】

銘柄	株式会社三井住友フィナンシャルグループ無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定
各社債の金額(円)	未定
発行価額の総額(円)	未定
発行価格(円)	未定
利率(%)	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 未定 2 利息の支払場所 別記「(注)11 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1 償還金額 未定 2 償還の方法及び期限 (1) 未定 (注)12 (2) 個別社債の元金は、払込期日以降、税務事由または資本事由が発生し、継続している場合、予め金融庁長官の確認を受けた上で、その全部を、期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。)までの経過利息を付して、額面100円につき金100円の割合で、期限前償還することができる。 「税務事由」とは、個別社債の払込期日以降になされた日本の税制またはその解釈の変更等により、個別社債の利息の全部または一部が損金算入できなくなるおそれまたは益金不算入の金額から控除されることとなるおそれが軽微ではない場合であって、かつ、当社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができない場合をいう。 「資本事由」とは、個別社債の払込期日以降になされた日本の銀行監督規則に定める自己資本比率規制上の自己資本算入基準またはその解釈の変更等により、当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、個別社債の全額が、当該自己資本算入基準に基づき当社のTier 2 資本に係る基礎項目として扱われないおそれが軽微ではなく、かつ、当社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができないと判断した場合をいう。 (3) 個別社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還期日前の25日以上60日以内に必要な事項を別記(注)7に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。 3 償還元金の支払場所 別記「(注)11 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

担保	個別社債には担保ならびに保証は付さず、また個別社債のために特に留保される資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	個別社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	個別社債には一切の財務上の特約を付さない。

## (注) 1 各社債の形式

個別社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券は発行することができない。

## 2 社債管理者の不設置

個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されていない。

## 3 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は、株式会社三井住友銀行(以下「財務代理人」という。)との間に個別社債財務代理契約を締結し、個別社債の発行代理人業務、支払代理人業務その他個別社債に関し当社が必要と認めた事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、個別社債に関し、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係及び信託関係も有しない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、事前にその旨を本(注)7に定める方法により公告する。

## 4 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 個別社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 個別社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、個別社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

## 5 劣後特約

- (1) 個別社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

## 破産の場合

個別社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、個別社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

## (停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加わべき債権のうち、当該個別社債に基づく債権及び本(注)5(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

## 会社更生の場合

個別社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、個別社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

## (停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、当該個別社債に基づく債権及び本(注)5(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

## 民事再生の場合

個別社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、個別社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

## (停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、当該個別社債に基づく債権及び本(注)5(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本(注)5(1)乃至に準じて行われる場合、個別社債の元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)5(1)乃至の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生するものとする。

- (2) 個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても個別社債に優先する債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、このような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。  
「個別社債に優先する債権者」とは、当社に対し、個別社債に基づく債権及び本(注)5(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。
  - (3) 個別社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)5に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。
  - (4) 個別社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)5(1)乃至に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、個別社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
  - (5) 本(注)5(1)の規定により、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における個別社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後の破産債権に後れるものとする。
- 6 実質的な破綻状態における元利金の支払に関する特約(実質破綻時免除特約)
- (1) 個別社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について実質破綻事由が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄1及び別記「償還の方法」欄2の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じたときから債務免除日までの期間中、個別社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が生じたときまでに期限が到来した元利金の支払債務は除く。以下、本(注)6において同じ。)の支払請求権の効力は停止し、当該元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は個別社債に基づく元利金の支払債務を全額免除されるものとする。  
「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。  
「実質破綻事由」とは、当社につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合または当社が債務の支払を停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当社について預金保険法第126条の2第1項第2号(これを承継する条項を含む。)に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合をいう。
  - (2) 実質破綻事由が生じた場合、当社は、その旨及び債務免除日その他必要事項を、実質破綻事由が生じた日以降速やかに本(注)7に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。
  - (3) 実質破綻事由が生じた後に、個別社債の元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。
  - (4) 実質破綻事由が生じた場合、個別社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- 7 公告の方法
- 個別社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の方法によりこれを行う。
- 8 社債要項の公示
- 当社は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
- 9 社債要項の変更
- 個別社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)3(1)を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。この場合、社債権者集会の決議録は個別社債の社債要項と一体をなすものとする。
- 10 社債権者集会
- (1) 個別社債及び個別社債と同じ種類の社債(以下「本同種社債」という。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
  - (2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
  - (3) 本同種社債総額(償還済みの額及び当社が有する本同種社債の金額の合計額を除く。)の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- 11 元利金の支払
- 個別社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。
- 12 別記「償還の方法」欄2(2)のほか、当社任意による期限前償還条項が付される場合がある。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

個別社債を募集により取得させるに当たり、その主たる引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。また、以下に記載するもの以外については、その都度「発行登録追補書類」に記載します。

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	未定
計		未定	

### (2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

## 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

未定

### (2) 【手取金の使途】

当社100%子会社である株式会社三井住友銀行の自己資本の増強に充当する予定であります。

## 【社債管理者を設置する場合】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

### 1 【新規発行社債】

未定

### 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

### 3 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

未定

#### (2) 【手取金の使途】

当社100%子会社である株式会社三井住友銀行の自己資本の増強に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし

### 第3 【その他の記載事項】

該当事項なし



## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月27日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成26年8月1日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月2日に関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成26年8月1日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月31日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日(平成26年8月1日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社三井住友フィナンシャルグループ本店

(東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

### 第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし